

[事案 28-142] 高度障害保険金請求

・平成 29 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

被保険者の高度障害状態は、責任開始時以前に発症した疾患によるものであるとして、高度障害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が大脳白質病変（CARASIL）により高度障害状態となったので、被保険者の指定代理請求人として、平成 16 年 7 月に加入した保険契約にもとづき、高度障害保険金を請求したところ、保険会社は、責任開始時前の疾病が原因であることを理由に支払いを拒否したが、以下の理由により、高度障害保険金を支払ってほしい。

- (1) 被保険者の病状については、責任開始時には診断がついておらず、病名が判明したのは平成 22 年 3 月のことであり、被保険者の高度障害状態は、責任開始時以後の疾病を原因とするものである。
- (2) 契約時に、被保険者は募集人に対して、通院歴や病気のことを申告しており、募集人からは、告知書の記入は全て「いいえ」に印をするよう指示された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者は、平成 15 年に左上下肢不全マヒ歩行障害があり、頭部MRI検査で白質病変が認められ、同年 4 月から神経内科での治療を開始し、確定診断には至らなかったが、同年 5 月までと平成 16 年 2 月に入院治療を受けており、被保険者の治療に当たった医師はCARASIL発症時期を平成 15 年 1 月頃と診断していることから、被保険者の障害状態は、責任開始時より前の疾病を原因とするものである。
- (2) 募集人は、本契約の告知の際、被保険者の体調に問題があることは全く知らず、入院していたことも聞いていない。募集人が被保険者に対して告知書の記入は全て「いいえ」に印をするよう指示した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、独自に第三者の専門医の意見を取得し、医学的判断の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、平成 15 年以降の症状経過を振り返るとそれらはCARASILの症状であったと認めることができ、責任開始時点には発症していたと判断せざるを得ないこと、告知について申立人が主張する事実についても認めることができず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。